Tokyo Innovation Baseスタメンに関する協定書（案）

東京都が構築を進めるTokyo Innovation Base（以下「TIB」という。）の取組を官民協働で進めるために、東京都（以下「甲」という。）とTIBのスタメン協力事業者である●●●●（以下「乙」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

　（本協定の目的）

第１条　本協定は、東京都が実施するTIB事業（以下「本事業」という。）が、スタートアップ及びその支援者が集い交流するプラットフォームとして効果的に機能を発揮するために、企画立案、連絡調整その他の業務を乙が甲を支援して遂行するに当たり必要な事項を定めることを目的とする。

（協定期間）

第２条　本協定の期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。

（甲乙の義務・役割）

第３条　本事業の実施における甲及び乙の義務及び役割は、次のとおりとする。

1. 甲の業務

ア　TIB事務局としての全体企画・調整

イ　TIBの管理運営

ウ　協定金の支出（甲は乙に対し、協定金の支出以外に、原則として金銭の支払債務を負わない。）

エ　その他本事業の円滑な実施に向けて甲が必要と認めること

⑵　乙の業務

ア　TIBの運営や提供サービスに関する企画調整の支援

イ　TIBにおけるネットワークの拡充に資する活動

ウ　TIBでのイベントやプログラムのコーディネート等

エ　TIBやスタメン活動についての発信

オ　第４条に規定するスタメンの業務の管理・監督

カ　その他本事業の円滑な実施に向けて乙が必要と認めること

２　乙は、毎月末日締にて翌月10日までに、第1項第2号に定める乙の業務（以下「乙業務」という。）の遂行状況を書面又は電磁的方法（以下、書面等）にて甲に報告するものとする。

３　乙は、前項に規定する場合のほか、甲が求めた場合には随時乙業務の遂行状況を書面等にて甲に報告するものとする。

４　甲は、第1項第1号に定める甲の業務について、第三者に委託し、本事業の実施に当たり必要な情報をその受託者と共有できるものとする。

５　乙は、前項に規定する受託者が選定された場合、当該受託者との連携を図り乙業務を遂行する。

（スタメン）

第４条　乙は、本事業の実施に際し、＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「丙」という。）をスタメンとして選定する。

２　丙は、TIBが、スタートアップ及びその支援者が集い交流するプラットフォームとして効果的に機能を発揮するよう、乙業務の統括責任者として、甲と協働して乙業務を遂行するものとする。

３　丙に対する指揮命令及び労務管理は乙の責任と権限において行うものとし、甲は何ら権限を有さず責任を負わないものとする。

４　乙がスタメンを変更する場合には、事前に書面等により甲に通知するものとし、変更後のスタメンを丙と読み替えて本協定を適用する。

（協定金）

第５条　甲は、乙による乙業務実施の対価として、丙により乙業務が実施された日一日当たり24,400円（消費税及び地方消費税を含む。）を支払う。ただし、月400,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

２　甲は、第3条第2項に基づく報告を基に当月の業務対価を算定し、当月の初日から末日までの間における日数により計算した総額を、翌々月末までに支給する。

（甲及び乙の解除権及び解除に伴う措置）

第６条　甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前の催告なくして本協定を解除することができる。

⑴　相手方が本協定の各条項に著しく反したとき、又は、本協定の各条項に違反し、是正するよう催告を受けても相当期間是正しないとき

⑵　公益上の見地から本事業を中止する必要が生じたとき

⑶　相手方が、本事業の執行上、ふさわしくない行為を行ったとき

⑷　荒天・天変地異などの影響によりやむを得ず中止する場合

（損害賠償責任等）

第７条　甲及び乙は、本協定に定める義務に違反したことにより本協定の相手方に損害を与えたとき（乙については丙が甲に損害を与えた場合を含む。以下同じ。）は、その損害に相当する金額を損害賠償としてその相手方に支払わなければならない。ただし、不可抗力その他自らの責めに帰することができない事由による場合はこの限りではない。

２　甲及び乙は、本事業の実施に当たり、自らの責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責を負う。この場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲又は乙が損害を賠償したときは、甲又は乙はその相手方に対して、賠償した金額及び賠償に伴い発生した費用を求償することができる。

（暴力団等の排除）

第８条　乙は、下記事項を表明し保証する。

1. 自らの役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は丙をいう。以下、本条において同じ。）が暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第２条第３号に規定する暴力団員及び同条第４号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）ではないこと
2. 自らの経営に暴力団又は暴力団員等が実質的に関与していないこと
3. 自らの役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと

２　甲は、乙が前項に違反したときには何らの催告を要せず直ちに本協定その他甲乙間で締結された一切の契約を解除することができる。なお、乙は本項による解除によって生じた損害の賠償を甲に請求することができないものとする。

３　甲は、乙が第1項に違反した場合には、これにより甲が被った損害（合理的な弁護士費用を含む。）の賠償を請求することができる。

４　乙は、乙が締結する売買、賃借、請負その他の契約に、暴力団又は暴力団員等が介入することのないよう十分留意するとともに、暴力団等反社会的行為者を排除する措置を講ずるものとする。

５　乙は、乙業務を実施するに当たり、所属・関連する法人その他団体又はその代表者、役員、使用人、従業者若しくは構成員に、暴力団又は暴力団員等による不当若しくは違法な要求又は本協定の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、次の義務を負うものとする。

⑴　断固として不当介入を拒否すること

⑵　甲に報告すること

⑶　警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること

（個人情報の取扱い）

第９条　甲及び乙が、分担業務により取得した個人情報は、各々が保有する個人情報とし、他人に漏らしてはならない。事業終了後においても同様とする。

２　甲及び乙は、各々が保有する個人情報の取扱いについて、関連法令等を遵守し、適正に管理を行う。甲又は乙の故意・過失により事故が生じた場合は、各々の責任と費用負担によりこれを解決する。

３　甲及び乙は、本事業に係る業務が終了したときは、各々が保有する個人情報について、法令等にあらかじめ定められた保存年限に従い保管した後、適正に廃棄する。

（裁判管轄）

第10条　本協定に関して生じた甲乙間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（情報公開等）

第11条　本事業に関連し、甲が作成する資料及び乙が甲に対して提出する資料は公文書として取り扱い、個人情報及び第14条に該当する情報に係る部分を除いて、原則として開示請求の対象となる。

（本事業の公表）

第12条　甲及び乙は、本事業の内容及びその成果を公表できるものとする。ただし、公表する場合は、本事業の結果得られたものであることを明示するものとする。甲及び乙は、公表するときは、公表に先立ち、相手方と協議することとする。

（権利の帰属）

第13条　本事業の実施に当たり、甲、乙又は丙の業務に付随して得られた成果・著作物に対する著作権等は、各自に帰属するものとする。

２　甲及び乙は、それぞれの事業において必要があると認める場合には、本協定終了後も前項に規定する成果物を無償で利用できるものとし、この場合甲及び乙は著作者人格権を行使せず、乙は丙をして行使させない。

（秘密の保持）

第14条　甲及び乙は、この協定の履行に当たり、相手方から秘密である旨表示がなされて開示された資料、情報のほか、本事業に関連して知り得た個人情報及び相手方の技術上、学問上、経営上等の一切の情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として取り扱い、当該相手方の事前の書面による了承なく第三者へ開示又は漏えいしない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

1. 開示を受けた時に既に公知となっていたもの
2. 開示を受けた時に既に自己が所有していたもの
3. 開示を受けた後に自己の責によらない事由により公知となったもの
4. 開示を受けた後に第三者から守秘義務を負うことなく適法に取得したもの
5. 政府機関又は裁判所の命令により開示を要求されたもの

（情報の開示）

第15条　甲及び乙は、本協定期間中、自己が保有し、かつ本事業の実施に必要な資料、必要な秘密情報を、丙の業務実施に必要な事項に限り、相互に開示する。ただし、秘密漏えい禁止義務の下、第三者から入手した資料・情報等の開示につき制約を受けるものについては、この限りではない。

２　甲及び乙は、前項により相手方から開示された一切の資料、情報を本事業の目的のみに使用し、その他の目的に使用しない。

３　乙は、丙に対し、第１項により甲から開示された一切の資料、情報を本事業の目的のみに使用させ、その他の目的に使用させない。（協定の変更）

第16条　甲及び乙は、本事業の内容等を変更する必要があるとき又は経済情勢の変動、不可抗力その他予期することができない事由により本協定に定める条件が不適当となった場合は、協議の上本協定を変更することができる。

（協定期間終了後の効力）

第17条　本協定が、期間満了又は解除等により終了した後においても、第６条（甲及び乙の解除権及び解除に伴う措置）、第７条（損害賠償責任）、第８条（暴力団等の排除）、第９条（個人情報の取扱い）、第10条（裁判管轄）、第11条（情報公開等）、第12条（本事業の公表）、第13条（権利の帰属）、第14条（秘密の保持）及び本条の規定は存続するものとする。

　（事前通知事項）

第18条　乙は、次の各号に該当する事由が生じたときは、事前に又は事後直ちに甲に通知しなければならない。

⑴　合併、会社分割、株式交換又は株式移転等の組織に関する重要な変更

⑵　本事業に関する事業の全部又は一部の譲渡

⑶　支配権に実質的な変動を生じさせる行為

　（免責）

第19条　甲は、乙又は丙の故意・過失により乙又は丙に生じた損害、損失、費用、事故その他一切の事象について責任を負わないものとする。

２　労働基準法その他の関連法令における丙の使用者としての責任は乙が全て負うものとし、甲は何ら責任を負わないものとする。

（協議）

第20条　本協定の規定に疑義が生じた場合、又は本協定の定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、決定する。

上記協定締結の証として、本協定書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各１通を保有する。

令和　　　年　　　月　　　日

（甲） 所在地　　　　　　　　　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号

名称 　 　　　　東京都

代表者　　　　　　　　　東京都知事　小池　百合子

（乙）　所在地

商号又は名称

代表者